

専決処分の報告及び承認を求めることについて
(島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

1 改正要旨

令和 7 年人事院勧告の状況等を総合的に勘案し、会計年度任用職員の給与について、改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 給料表の改正（令和 7 年 4 月 1 日から適用）

会計年度任用職員給料表の給料月額を次のとおり改正するもの。

ア 1 級 1 号から 93 号給

改正前 183,500 円～258,100 円

改正後 195,800 円～268,300 円

イ 2 級 1 号から 125 号給

改正前 230,000 円～308,500 円

改正後 242,000 円～316,800 円

(2) 期末手当及び勤勉手当の改正

会計年度任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額の算出方法を次のとおり変更するもの。

ア 令和 7 年 12 月 1 日から

改正前 期末手当基礎額 × 在職期間による割合 × 100 分の 125

勤勉手当基礎額 × 勤務期間による割合 × 100 分の 105

改正後 期末手当基礎額 × 在職期間による割合 × 100 分の 127.5

勤勉手当基礎額 × 勤務期間による割合 × 100 分の 107.5

イ 令和 8 年 4 月 1 日から

改正前 期末手当基礎額×在職期間による割合×100 分の 127.5

勤勉手当基礎額×勤務期間による割合×100 分の 107.5

改正後 期末手当基礎額×在職期間による割合×100 分の 126.25

勤勉手当基礎額×勤務期間による割合×100 分の 106.25

(3) 交通用具使用者に支給する通勤に係る費用弁償の改定

ア 10km 以上の距離区分ごとの金額を 200 円～7,100 円の幅で引き上げ
るもの。(令和 7 年 4 月 1 日から適用)

イ 100km 以上 66,400 円を上限とする新たな距離区分を新設するもの。

(4) 有料道路等を利用する際の通勤に係る費用弁償の新設

通勤のため、特別急行列車又は有料の道路を利用し、その運賃または料
金を負担することを常例とする職員に、当該運賃または料金に係る費用弁
償を支給するもの。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日等

(1) 上記 2 のうち、(1)、(2)のア及び(3)のアについては公布の日から、(2)
のイ、(3)のイ及び(4)については令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 上記 2 のうち、(1)及び(3)のアについては令和 7 年 4 月 1 日から、(2)
のアについては令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

(3) 改正前の条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定に
よる給与の内払とみなす。